



函館市地域包括支援センターゆのかわ

ゆのかわ通信



生活ゆのかわ

第17号 令和6年7月発行 函館市地域包括支援センター ゆのかわ 発行責任者 佐々木 康寛

日頃より当センターの活動にご理解とご協力を頂き、ありがとうございます。さわやかな新緑の季節もあっという間に過ぎ、いよいよ夏本番。汗ばむ時期となりました。気温の上昇とともに身体の準備が追い付かず、なんとなく不調を感じ不安になっている方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

引き続き住み慣れた地域で生活し続けていける様、職員一同身近で相談しやすいセンターを目指していきたいと考えております。お気軽にご相談、お立ち寄りください。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

社会福祉士 福家可奈

まひぼう
まずは相談『包括』へ

【TEL】0138-36-4300

【住所】〒042-0932 函館市湯川町1丁目15番19号

【FAX】0138-57-0080

【営業時間】8:45~17:30 ※休日・夜間は携帯電話に転送しており、お急ぎの場合などご相談をお受けしております。
【営業日】月曜日~土曜日 ※自立相談支援機関は、上記の【営業時間】のみの対応です。
(日曜日は定休)



担当地域（東央部第一圏域）

川原町・深堀町・駒場町・湯川町1~3丁目・湯浜町・日吉町1~4丁目・花園町

人口：28,058人 高齢（65歳以上）人口：10,946人 高齢化率：39.0%（令和6年5月現在）



中学生の学習支援等事業とは？

詳細はこちら↓



塾に通うことが経済的に困難な生徒を対象とした週1回、無料で塾に通える市の事業です。

対象となる世帯は？

- ・児童扶養手当を受給
- ・就学援助を受給
- ・住居確保給付金の収入資産要件を満たしている
- ・生活保護を受給※

申込方法は？

必要書類を準備の上市に提出します。申込書は市役所または当センターにあります。



通塾先は？

市内8カ所から選べます。通塾先の定員により希望に沿えない場合もあります。



申込書のお渡しや制度のご説明も承っております。

また、学習支援以外にも生活費や仕事など、生活の困り事に関するご相談もお受けしておりますのでお気軽にご相談ください。



※生活保護を受給されている方は、担当のケースワーカーへご確認ください。

職員紹介



上段：森、木村、佐々木

中段：福家、京谷、吉田、齊藤、安倍

下段：坂田、中野、庄子、高橋

保健師より

～いきいき生活手帳のご紹介～

【いきいき生活手帳】は自身の健康課題に合わせ、必要な項目を組み合わせて作成する自分だけの手帳です。センター職員が面談しその場で作成、お渡しします。

介護サービスを利用していない65歳以上の方が対象です。

興味がある方はぜひ当センターまでお問合せください。



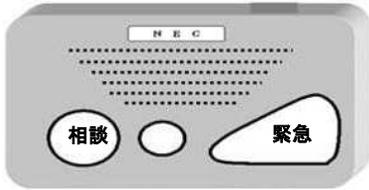
在宅生活を支えるサービスについて

ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム

ひとり暮らしや高齢者のみ世帯の方などに、火災・急病などの緊急時に消防本部へ通報できる装置を無料で設置します。

〈本体〉

「相談」・「緊急」ボタンを押すと市役所や消防本部へつながります。



〈ペンダント〉

自宅内であれば、ボタンを押すだけで消防本部に通報できます。



〈火災センサー〉

火事が発生した際に、熱・煙を感知し自動的に消防本部に通報します。設置の際に、家の構造によっては壁に穴をあける場合があります。

〈対象となる方〉

- ① おおむね65歳以上の在宅高齢者のうち、下記のいずれかに該当する方
 - ・ひとり暮らしや高齢者のみの世帯で、身体衰弱のため緊急時に機敏に行動する事が困難な方。
 - ・ひとり暮らしの方で、突発的に生命に危険な症状が発生する持病がある方。
- ② 85歳以上のひとり暮らし高齢者で、日常生活に不安を抱えている方

〈利用するためには・・・〉

地域包括支援センターへご相談
↓
センターの職員が自宅を訪問し、身体状況や自宅等の確認をします
↓
センター職員が手続きをします
↓
利用決定後、設置へ

設置には固定電話機と電話回線（条件あり）が必要です。また、状況確認などに協力していただく近隣協力員の登録も必要となります。

安心ボトル(救急医療情報キット)

自宅で急に具合が悪くなったときなどに、かけつけた救急隊員などがご本人の状況を確認できるよう、ご本人の氏名・持病・かかりつけの医療機関・緊急時の連絡先などの情報を専用のボトルに入れて冷蔵庫に保管しておくものです。65歳以上のひとり暮らしの方や、それに準じる世帯の方が対象となります。



申請や説明をご希望の方は当センターへご相談ください!

成年後見制度を知っていますか？

成年後見制度(法定後見制度)とは？

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分ではない方の権利や財産を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、ご本人を法的に支援する制度です。

法定後見制度

- 後見：判断能力が全くない
- 保佐：判断能力が著しく不十分
- 補助：判断能力が不十分

判断能力の程度によって3種類あり、支援できる範囲が変わります。

成年後見人等が支援できる一例

- ・通帳の管理、保険料や税金の支払い
- ・福祉サービスや入院に関する手続き
- ・書類など手続きの代理
- ・不利益な契約の取り消し
- ・定期的な訪問や生活状況の確認 など

利用の際には家庭裁判所への申し立てが必要になります。詳しい内容についてはお気軽にご相談ください。

認知症の方が安心して暮らせる地域へ

認知症は2025年には、国内約472万人になると推計される身近な病気です。ご本人やご家族が安心して暮らせる地域になるには、周囲の方の見守り、協力が大切になります。

周りに困っている方いませんか？

物忘れの不安を抱えていたり、相談したくてもどうすればよいかわからない、と感じている方もいます。皆様の周りに「ご本人に物忘れなど気になる症状がある」「ご家族で介護疲れがみられる」など気になる方がいらっしゃいましたら、当センターにご相談できることをお知らせいただければと思います。

認知症の方へ接するとき

- ・声をかける時は相手の視界に入って、目を合わせながら
- ・ゆっくりと簡潔な言葉で伝える
- ・否定しないで話を聞く

認知症サポーター養成講座のご案内

認知症サポーターは、認知症の正しい知識を持ちご本人やご家族を温かく見守る地域の応援者です。当センターではサポーターの養成講座を開催しています。地域住民の方、学校、職場などご依頼に合わせて伺いますのでご活用ください!

当センターで無料で配布中!
認知症について情報をまとめた冊子です。

